

山口県報

平成19年
7月10日
(火曜日)



山口県議会議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。
平成十九年七月十日

山口県条例第四十四号

山口県議会議員の報酬の特例に関する条例

山口県議会議員の報酬の月額は、平成十九年八月一日から平成二十年三月三十一日までの間においては、山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年山口県条例第四十一号）第二条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一の上欄に掲げる区分に並び、それぞれ同表の下欄に定める報酬の月額から、その額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬の月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める報酬の月額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

目 次

条例	山口県議会議員の報酬の特例に関する条例
政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する	条例

山口県条例第四十五号

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成七年山口県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「貯金（普通貯金を除く。）」「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、平成十九年十月一日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。